

# オープンカウンタ公告

## 1 オープンカウンタ番号及び件名

別表に記載のとおり

## 2 仕様書等の交付

仕様書等は、以下の方法により、本公告の日から入札書提出期限の日までの間（土日、祝日を除く）に交付する。

### (1) 電子メールによる交付（推奨）

イ 宛先はtochigi-keiri@jeed.go.jpとすること。

ロ 件名は『オープンカウンタ番号（〇〇-〇〇）（件名）●●の仕様書送付依頼』とすること。

ハ 本文には会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

ニ 当機構においてメール受信確認後、展開パスワードを返信するので、以下の当機構栃木支部WEBサイトから仕様書ファイルのダウンロードを行い、開封すること。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tochigi/chotatsu.html>

※仕様書送付依頼のメール送信後、土日祝除いて2日経過しても、展開パスワードが返信されない場合は、下記10あて電話すること。

### (2) 紙媒体による交付（電子メールが利用できない場合）

イ あらかじめ下記10あて電話の上、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部 総務課経理係（〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-4-23）にて受領すること。

ロ 当該資料を受領する際には名刺を提出すること。

## 3 競争参加資格

(1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

(2) 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

(4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(5) 見積書提出期限の日現在において、別表に記載する資格の認定を受けていること。

(6) その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部契約担当役支部長が案件ごとに定める資格要件を満たすことを証明した者であること。

## 4 仕様書等に係る質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり電子メール（添付ファイル（Word または Excel ファイル））により提出すること。なお、質問がない場合は下記（2）の回答は行わないこと。また、電子メールが利用できない場合は、下記10あて質問方法について問い合わせること。

①提出期限 **令和5年2月9日16時（厳守）**

②提出方法 電子メール（tochigi-keiri@jeed.go.jp あて）により提出すること。

(上記①の期限までに必着のこと。)

※送信後、必ず下記10に電話し、受信を確認すること。

※電子メールの件名は『オープンカウンタ番号(〇〇-〇〇)(件名)●●に係る質問』とすること。

(2) 質問に対する回答は、下記10の担当から電子メールにより仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 令和5年2月15日を予定

(3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

## 5 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

別表に記載のとおり

※見積書は、記名・押印したうえで、件名、金額、金額の内訳を必ず記載すること。

(2) 提出期限

令和5年2月20日15時(厳守)

(3) 提出場所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部 総務課経理係

(〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-4-23)

※ 郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号」及び「会社名」を記入すること。

※ 持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

※ 電子メールによる提出を不可とすること。

## 6 契約書等の提出の有無

別表に記載のとおり

## 7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低(売払い等の場合にあっては最高)の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

さらに、相当品提案者については、仕様書の要求要件を満たしていることが確認できることを要する。

## 8 契約予定者への通知(予定)

日時: 令和5年2月22日10時以降

## 9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後(※)、次の場所において公表する。

場所: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部総務課経理係(栃木県宇都宮市若草1-4-23)

※契約締結まで一定の期間を要すること。

## 10 問い合わせ先

〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-4-23

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部総務課経理係

TEL 028-622-9497 FAX 028-622-9496 電子メール tochigi-keiri@jeed.go.jp

オープンカウンター番号	件名	令和4・5・6年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）（見積書等の提出期限日現在で資格を有すること（等級不問））	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役が案件ごとに定める資格	契約書等の提出（受注者決定後）	提出書類		
					見積書	誓約書 （別添）	見積書・誓約書以外の書類
0203-1	体育館暗幕用綱紐引きレールのコード調整作業等一式（関東能開大）	—	—	—	要	要	—
0203-2	一般廃棄物収集運搬処理業務（関東能開大）	—	仕様書に記載されている一般廃棄物収集運搬業許可証	要	要	要	一般廃棄物収集運搬業許可証(写)
0203-3	産業廃棄物収集運搬処理業務（関東能開大）	—	仕様書に記載されている産業廃棄物収集運搬業許可証	要	要	要	産業廃棄物収集運搬業許可証(写)
0203-4	産業廃棄物（既存訓練用機器）に係る収集運搬・処分等業務（関東能開大）	—	仕様書に記載されている ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証	—	要	要	・産業廃棄物収集運搬業許可証(写) ・産業廃棄物処分業許可証(写)

※「—」は不要を示すこと。

※見積書提出にあたっては、別紙見積書記載例を参照すること。

※契約書等のひな形を確認したい場合は、その旨、公告に記載の問い合わせ先あて申し出ること。

(別添)

# 誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部  
契約担当役支部長 狩野 琢哉 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

オープンカウンター番号： \_\_\_\_\_

件名： \_\_\_\_\_

に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

## 記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

## 見積書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

押印は社印・代表印どちらでも差し支えありません。  
（いずれの押印もない場合は無効となります。）

【会社名】 (株) 〇〇  
【契約責任者】 代表取締役 〇〇

社印  
①

代表  
者印

【オープンカウンタ番号】 〇〇〇〇〇〇-〇〇

【件名】 〇〇〇の調達

見積金額 ￥〇〇〇,〇〇〇（税抜額）

調達件名、日付（公告期間内であること）、金額（税抜金額）を必ず記載してください。

## 【見積金額の内訳】

品名	規格	数量	単価	金額（税抜額）
〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
合 計				〇〇〇,〇〇〇

（お願い）見積金額の内訳について

- ① 見積金額の内訳は、物品等の購入の場合は、仕様書に合致した内訳（数量、単価）及び金額（内訳の合計額）を記載してください。なお、役務等の場合は、内訳を明確に記載できる場合のみ、「内容」、「数量」、「単価」及び「金額」を記載してください。
- ② 上記見積金額の内訳を含め、できる限りA4版（1枚）にしてください。内訳の項目が多いことにより、1枚に集約できない場合等は、内訳を別紙で添付してください。
- ③ 値引額については、独立した値引き項目を設けず、各物品等の単価に反映させてください。
- ④ 見積書の宛名は「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部」としてください。
- ⑤ 仕様書に記載された業務に係る一切の費用（総価）を表記してください。